

令和4年度

埼玉県

公共用水域及び地下水の水質測定計画

埼玉県環境部水環境課

1	公共用水域水質測定計画	-----	1
2	地下水質測定計画	-----	2 3

令和4年度埼玉県公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、埼玉県の区域に属する公共用水域の水質測定について必要な事項を定める。

2 測定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 測定項目

測定項目は次のとおりとする。

(1) 水質

ア 一般項目 (11項目)

採取時刻、天候(前日・当日)、気温、水温、採取位置、採取水深、全水深、透視度、透明度※、色相、臭気

イ 生活環境項目 (13項目)

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(S S)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、底層溶存酸素量(底層DO)※

ウ 健康項目 (27項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

エ 特殊項目 (5項目)

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

オ その他の項目 (14項目)

アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、有機性窒素、りん酸性りん、濁度、導電率、硬度、塩化物イオン、陰イオン界面活性剤(MBAS)、トリハロメタン生成能、クロロフィルa、DOC、C-BOD

カ 要監視項目 (31項目)

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅(有機銅)、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸

キ 要測定指標及び補足測定項目（1項目）

有機体炭素（TOC）

(2) 底質（19項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、pH、BOD、COD、全りん、銅、クロム、有機性窒素、強熱減量、水分

(3) 流量

※ 透明度及び底層溶存酸素量の測定は湖沼のみ

4 測定担当機関

測定担当機関は、国土交通省、埼玉県、水質汚濁防止法施行令第10条に定める市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市、熊谷市、所沢市、春日部市及び草加市の計8市。以下、政令市という）、狭山市及び独立行政法人水資源機構とする。

なお、各担当機関が担当する測定地点は別表1-1、1-2に掲げるとおりとする。

5 測定地点及び測定回数

測定地点及び測定回数は別表1-1、1-2に掲げるとおりとする。なお、水系別の測定地点数は次のとおりであり、各地点の位置は別図のとおりである。

(1) 水質

水系	水域数	測定地点数											計
		国土交通省	埼玉県	さいたま市	川越市	川口市	越谷市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市	狭山市	
荒川	21	13	19	6	1	2		1				2	44
中川	6	3	8				3			2			16
綾瀬川	4	3		1							3		7
新河岸川	6		6		2				2			1	11
利根川	7	10	5					1					16
計	44	29	38	7	3	2	3	2	2	2	3	3	94

湖沼数	測定地点数			計
	国土交通省	水資源機構		
湖沼	3	2	1	3

(2) 底 質

水系	水域数	測定地点数											
		国土交通省	埼玉県	さいたま市	川越市	川口市	越谷市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市	狭山市	計
荒川	21	12	4	6		2							24
中川	6	2	2							2			6
綾瀬川	4	3		1							3		7
新河岸川	6		3		1				2			1	7
利根川	7	7	2										9
計	44	24	11	7	1	2			2	2	3	1	53

(3) 流 量

水系	水域数	測定地点数											
		国土交通省	埼玉県	さいたま市	川越市	川口市	越谷市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市	狭山市	計
荒川	21	12	19	6	1	2		1				2	43
中川	6		8				3			2			13
綾瀬川	4			1							3		4
新河岸川	6		6		2				2			1	11
利根川	7	2	5					1					8
計	44	14	38	7	3	2	3	2	2	2	3	3	79

6 採水時期及び採水部位

- (1) 採水時期は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- (2) 採水部位は、原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さとする。

7 測定方法及び定量下限値

測定項目ごとの測定方法は、別表2のとおりとする。また、測定項目ごとの定量下限値は、別表3のとおりとする。ただし、やむを得ない場合は測定担当機関が別に定めることができる。

測定担当機関は、測定方法、報告下限値及び定量下限値を埼玉県知事あて通知するものとする。

8 測定結果

各担当機関は、その測定結果を、埼玉県公共用水域水質測定結果報告要領に基づき定められた様式により測定月分ごとに速やかに埼玉県知事あて送付するものとする。なお、政令市については、測定結果を環境省水質関連システムに入力することにより、この報告に代えるものとする。

ただし、健康項目については、環境基準値を超えて検出されたとき、又は異常値が検出されたときは必要に応じて、直ちに埼玉県知事に報告するとともに、埼玉県

知事及び関係機関と協議の上、必要に応じて当該水域に関し、公共用水域及び排水の双方につき追跡調査を行うものとする。健康項目以外の項目についても、検出された項目や濃度レベルを勘案し、必要に応じてこれに準ずる対応をとるものとする。また、政令市の測定において、健康項目のうち、全シアン、アルキル水銀及びP C Bについて環境基準値を超えた場合は、前述の措置を行うとともに、政令市から直接、環境省に報告を行うものとする。

9 その他

この計画に定めのない事項については各担当機関が協議の上、定めるものとする。

別表1-1 令和4年度測定予定回数一覧表(河川) (1)

環境基準点(一般)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境基準点(生物)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地点番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
水域名(一般)	荒川下流(1)			荒川中流			荒川上流(2)			荒川上流(1)		芝川
水域名(生物)	荒川(ハ)						荒川(ロ)		荒川(カ)		芝川	
河川名	荒川											芝川
地点名	笹目橋	秋取ヶ水瀬堰	治水橋	開平橋	御成橋	久下橋	正喜橋	親鼻橋	中合流津点川前	八丁橋	境橋	
位置(北緯度.分.秒)	35.48.01	35.50.55	35.53.31	35.56.33	36.02.57	36.07.17	36.06.40	36.04.54	35.57.05	35.51.44	35.55.08	
位置(東経度.分.秒)	139.38.49	139.35.45	139.33.44	139.32.44	139.29.55	139.24.10	139.11.49	139.06.34	138.56.02	139.42.50	139.38.38	
環境基準類型	C		A		A		A		A		D	
	生物B		生物B		生物B		生物特B		生物A		生物B	
	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
採取回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	一日につき	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活環境項目	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	in-ヘキササン抽出物質											
	全窒素	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12
	全りん	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12
	全亜鉛	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
健康項目	ニルフェノール	4		4	4	4	4	6	12	6	6	6
	LAS	4		4	4	4	4	12	12	6	6	6
	カドミウム	1	0	1	1	1	1	1	4	4	6	6
	全シアン	1	0	1	1	1	1	1	4	4	6	6
	鉛	2	0	2	2	2	2	4	4	12	12	12
	六価クロム	1	0	1	1	1	1	4	4	6	6	6
	砒素	2	0	2	2	2	2	4	4	6	6	6
	総水銀	1	0	1	1	1	1	4	4	6	6	6
	アルキル水銀	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	PCB	1	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2
特殊項目	ジクロロメタン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	四塩化炭素	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,2-ジクロロエタン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,1-ジクロロエチレン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,1,2-ジクロロエチレン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	トリクロロエチレン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,1,1-トリクロロエチレン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	1,3-ジクロロプロペン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
その他の項目	チウラム	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	シマジン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	チオベンカルブ	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	ベンゼン	2	0	2	2	2	2	4	4	6	6	6
	セレン	1	0	1	1	1	1	2	2	6	6	6
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	12	2	12	2	2	12	12	6	6	6
	ふっ素		0	2	2	2	2	12	12	6	6	6
	ほう素		0	2	2	2	2	12	12	6	6	6
	1,4-ジオキサン	1	0	1	1	1	1	2	2	2	2	2
	フェノール類	2		2						6	6	6
銅	2		2						6	6	6	
溶解性鉄	2		2						6	6	6	
溶解性マンガ	2		2						6	6	6	
クロム	2	1	2					1	6	6	6	
要監視項目	アンモニア性窒素	12	12	12	12		12	12	4	4	6	6
	硝酸性窒素	4	12	2	12		2	2	12	12	6	6
	亜硝酸性窒素	4	12	2	12		2	2	12	12	6	6
	有機性窒素											
	りん酸性りん								4	4	6	6
	濁度	12		12				4		12	12	12
	導電率	12						4		12	12	12
	硬度										6	6
	塩化物イオン								12	12	6	6
	MBAS	4							4	4	6	6
トリハロメタン生成能		12		12			12	4	4	6	6	
強熱減量	0	1							1	1	1	
水分	0	1							1	1	1	
クロロフィルa			1		1		1		1	1	1	
DOC								12	12			
C-BOD	12							4	4	4	4	
要監視項目	クロロホルム	1		1				1	1	1	1	
	1,2-ジクロロエチレン	0		0				1	1	1	1	
	1,2-ジクロロプロパン	0		0				1	1	1	1	
	p-ジクロロベンゼン	0		0				1	1	1	1	
	イソキサチオン	0		0				1	1	1	1	
	ダイアジノン	0		0				1	1	1	1	
	フェニトロチオン(MEP)	0		0				1	1	1	1	
	イソプロチオラン	0		0				1	1	1	1	
	オキシ銅(有機銅)	0		0				1	1	1	1	
	クロタロニル(TPN)	0		0				1	1	1	1	
プロピザミド	0		0				1	1	1	1		
EPN	0		0				1	1	6	6		
ジクロロボス(DDVP)	0		0				1	1	1	1		
フェノバルブ(BPMG)	0		0				1	1	1	1		
イプロベンホス(IPB)	0		0				1	1	1	1		
クロルニトロフェン(GNP)	0		0				1	1	1	1		
トルエン	0		1				1	1	1	1		
キシレン	0		0				1	1	1	1		
フタル酸ジエチルヘキシル	0		0				1	1	1	1		
ニッケル	1		1				2	2	6	6		
モリブデン	0		0				1	1	1	1		
アンチモン	1		1				1	1	1	1		
塩化ビニルモノマー	1		1				1	1	1	1		
エピクロヒドリン	0		0				1	1	1	1		
全マンガン	1		1				2	2	1	1		
ウラン	0		0				1	1	1	1		
フェノール							1	1	1	1		
ホルムアルデヒド	1		1				1	1	1	1		
4-tert-オクチルフェノール	1		1				1	1	1	1		
アニリン	1		1				1	1	1	1		
2,4-ジクロロフェノール	1		1				1	1	1	1		
PFOA及びPFOS			1				2	2	1	1	1	
要測定指標等	TOC	12	4	4	4	4	4	12	12	12	12	
流定	流定	12	12	12	6	12	12	12	12	12	12	
測定機関	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	埼玉県	埼玉県	さいたま市	さいたま市	

注) 1 測定回数欄の丸数字は、底質の測定回数である。
 2 水質のアルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。(国土交通省地点については、※印の地点のみ)
 3 生活環境項目の全亜鉛、ニルフェノール、LAS、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、水生生物保全に関する項目である。
 4 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物保全に関する項目を兼ねる。
 5 位置(緯度及び経度)は、平成14年4月1日施行の測量法改正による世界測地系に基づく値である。

別表1-1 令和4年度測定予定回数一覧表(河川)(2)

環境基準点(一般)	○							○		○	○		
環境基準点(生物)	○							○		○	○		
地点番号	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
水域名(一般)	芝川							鴨川		入間川下流			
水域名(生物)	芝川							鴨川		入間川下流			
河川名	新芝川	藤右衛門川	葛蒲川	菅目川				鴨川		入間川			
地点名	王橋	論橋	柳橋	荒流川前	笹目樋管	市南立高浦校和臨	中土手橋	加茂川橋	入間大橋	合橋	初雁橋		
位置(北緯度分秒)	35.47.12	35.51.00	35.51.19	35.48.00	35.48.16	35.49.59	35.51.16	35.54.30	35.56.29	35.57.24	35.55.08		
位置(東経度分秒)	139.44.54	139.42.24	139.40.28	139.42.06	139.39.14	139.39.18	139.36.31	139.35.52	139.32.05	139.28.16	139.27.07		
環境基準類型	D						C	C	A	A	A		
	生物B						生物B	生物B	生物B	生物B	生物B		
	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	
	底質	底質	底質	底質	底質	底質	底質	底質	底質	底質	底質	底質	
採取回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	一日につき	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
生活環境項目	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌数	12	12	6	12	12	6	6	6	12	12	4	
	in-ヘキサン抽出物質	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	全窒素	12	12	12	4	4	12	12	12	12	12	12	
	全りん	12	12	12	4	4	12	12	12	12	12	12	
	全亜鉛	12	12	12	4	4	12	12	12	12	12	4	
	ノニルフェノール	12	12	6	4	4	6	6	6	4	4	4	
	LAS	12	12	6	4	4	6	6	6	4	4	4	
健康項目	カドミウム	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	12	
	シアン	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	12	
	鉛	6	6	12	4	4	12	12	12	2	1	12	
	六価クロム	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	12	
	砒素	6	6	6	4	4	6	6	6	2	1	12	
	総水銀	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	12	
	アルキル水銀	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	12	
	PCB	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	2	
	ジクロロメタン	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	6	
	四塩化炭素	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	1,2-ジクロロエタン	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	1,1-ジクロロエチレン	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	1,1,2-ジクロロエチレン	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	1,1,2-トリクロロエタン	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	6	
	トリクロロエチレン	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	6	
	1,1,1-トリクロロエチレン	6	6	6	4	4	6	6	6	1	1	6	
	1,3-ジクロロプロペン	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	チウラム	2	2	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	シマジン	2	2	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	チオベンカルブ	2	2	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	ベンゼン	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	セレン	6	6	6	2	2	6	6	6	1	1	6	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	6	6	12	12	6	6	6	12	2	4	
	ふっ素	6	6	6	12	12	6	6	6	2	2	4	
	ほう素	6	6	6	12	12	6	6	6	2	2	4	
	1,4-ジオキサン	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	
	特殊項目	フェノール類	6	6	6			6	6	6			
		銅	6	6	6			6	6	6			
溶解性鉄		6	6	6			6	6	6				
溶解性マンガングラム		6	6	6			6	6	6				
その他の項目	アンモニア性窒素	6	6	6	4	4	6	6	6	12	12	12	
	硝酸性窒素	6	6	6	12	12	6	6	6	12	2	4	
	亜硝酸性窒素	6	6	6	12	12	6	6	6	12	2	4	
	有機性窒素												
	りん酸性りん	6	6	6	4	4	6	6	6			12	
	濁度									12			
	導電率	12	12	12	12	12	12	12	12			12	
	硬度	6	6	6			6	6	6				
	塩化物イオン	12	12	6	12	12	6	6	6			12	
	NBAs	6	6	6	4	4	6	6	6			12	
	トリハロメタン生成能									12		12	
	強熱減量	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	
水分	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①		
クロロフィルa													
DOC				12	12								
C-BOD			4	4	4	4	4	4					
要監視項目	クロロホルム	6	6	1			1	1	1			1	
	1,2-ジクロロエチレン	6	6	1			1	1	1			1	
	1,2-ジクロロプロパン	6	6	1			1	1	1			1	
	p-ジクロロベンゼン	6	6	1			1	1	1			1	
	イソキサチオン	2	2	1			1	1	1			1	
	ダイアジノン	2	2	1			1	1	1			1	
	フェニトロチオン(MEP)	2	2	1			1	1	1			1	
	イソプロチオラン	2	2	1			1	1	1			1	
	オキシ銅(有機銅)	2	2	1			1	1	1			1	
	クロロタロニル(TPN)	2	2	1			1	1	1			1	
	プロピザミド	2	2	1			1	1	1			1	
	EPN	2	2	6			6	6	6			1	
	ジクロロボス(DDVP)	2	2	1			1	1	1			1	
	フェノプロカルブ(BPMG)	2	2	1			1	1	1			1	
	イプロベンホス(IPB)	2	2	1			1	1	1			1	
	クロルニトロフェン(GNP)	2	2	1			1	1	1			1	
	トルエン	6	6	1			1	1	1			1	
	キシレン	6	6	1			1	1	1			1	
	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1			1	1	1			1	
	ニッケル	6	6	6			6	6	6			1	
	モリブデン	2	2	1			1	1	1			1	
	アンチモン	2	2	1			1	1	1			1	
	塩化ビニルモノマー			1			1	1	1			1	
	エビクロロヒドリン			1			1	1	1			1	
	全マンガングラム			1			1	1	1			1	
	ウラン			1			1	1	1			1	
	フェノール			1			1	1	1			1	
	ホルムアルデヒド			1			1	1	1			1	
	4-tert-オクチルフェノール	6	6	1			1	1	1			1	
	アニリン	6	6	1			1	1	1			1	
	2,4-ジクロロフェノール	6	6	1			1	1	1			1	
	PFOs及びPFOA			1			1	1	1			1	
要測定指標等	TOC			12	12	12	12	12	4	4			
	流量	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
測定機関	川口市	川口市	さいたま市	埼玉県	埼玉県	さいたま市	さいたま市	さいたま市	国土交通省	国土交通省	川崎市		

注) 1 測定回数欄の丸数字は、底質の測定回数である。
 2 水質のアルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。(国土交通省地点については、※印の地点のみ)
 3 生活環境項目の全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、水生生物保全に関する項目である。
 4 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物保全に関する項目を兼ねる。
 5 位置(緯度及び経度)は、平成14年4月1日施行の測量法改正による世界測地系に基づく値である。

別表1-1 令和4年度測定予定回数一覧表(河川) (3)

環境基準点(一般)	○		○		○		○		○		○		○		
環境基準点(生物)	○		○		○		○		○		○		○		
地点番号	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33				
水域名(一般)	入間川下流		入間川上流		越辺川下流		越辺川上流		都幾川		観川		高麗川		
水域名(生物)	入間川下流		入間川上流		越辺川上流(2)・下流		越辺川上流(1)		都幾川下流		都幾川上流		高麗川下流		
河川名	入間川				越辺川				都幾川		観川		高麗川		
地点名	富士見橋	水橋	給食センター前	落合橋	今川橋	山吹橋	東松山橋	川北橋	兜合流点川前	大合内流沢点川前	高大川橋				
位置(北緯度分秒)	35.51.36	35.51.04	35.50.30	35.57.31	35.58.01	35.57.46	36.00.42	36.00.18	36.03.11	36.03.50	35.57.42				
位置(東経度分秒)	139.24.16	139.22.59	139.19.15	139.28.41	139.20.33	139.18.13	139.24.03	139.17.08	139.16.22	139.11.02	139.23.03				
環境基準類型	A		A		B		A		A		B		B		
	生物B		生物A		生物B		生物A		生物A		生物B		生物A		
	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	
採取回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	一日につき	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	n-ヘキサン抽出物質	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	全窒素	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
全りん	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
全亜鉛	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
ノニルフェノール	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
LAS	4	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
健康項目	カドミウム	6	6	4	1	①	4	4	1	①	4	4	4	1	①
	シアン	6	6	4	1	①	4	4	1	①	4	4	4	1	①
	鉛	12	12	4	1	①	4	4	1	①	4	4	4	1	①
	六価クロム	6	6	4	1	①	4	4	1	①	4	4	4	1	①
	砒素	6	6	4	1	①	4	4	1	①	4	4	4	1	①
	総水銀	6	6	4	1	①	4	4	1	①	4	4	4	1	①
	アルキル水銀				※	※			※	※				※	※
	PCB	2	2	2	1	①	2	2	1	①	2	2	2	1	①
	ジクロロメタン	6	4	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	四塩化炭素	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,2-ジクロロエタン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,1-ジクロロエチレン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,1,2-ジクロロエチレン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,1,2-トリクロロエタン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	トリクロロエチレン	6	4	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,1,1-トリクロロエチレン	6	4	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	1,3-ジクロロプロペン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	チウラム	4	4	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	シマジン	4	4	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	チオベンカルブ	4	4	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	ベンゼン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	セレン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	ふっ素	12	12	12	2	12	12	12	2	12	12	12	12	2	12
	ほう素	12	12	12	2	12	12	12	2	12	12	12	12	2	12
	1,4-ジオキサン	2	2	2	1	②	2	2	1	②	2	2	2	1	②
	特殊項目	フェノール類													
		銅													
		溶解性鉄													
溶解性マンガ															
クロム															
アンモニア性窒素		4	4	4	12	12	4	4	12	12	4	4	4	12	
硝酸性窒素		12	12	12	12	12	12	12	2	12	12	12	12	2	
亜硝酸性窒素		12	12	12	12	12	12	12	2	12	12	12	12	2	
有機性窒素															
りん酸性りん		4	4	4			4	4			4	4	4		
その他の項目	濁度														
	導電率	12	12	12			12	12			12	12			
	硬度														
	塩化物イオン	12	12	12			12	12			12	12			
	MBAS	4	4	4			4	4			4	4			
	トリハロメタン生成能	4	4	4	12	12	4	4			4	4			
	強熱減量														
	水分					①				①					①
	クロロフィルa														
	DOC			12			12	12			12	12			
C-BOD			4			4	4			4	4				
要監視項目	クロロホルム			1			1			1		1			
	1,2-ジクロロエチレン			1			1			1		1			
	1,2-ジクロロプロパン			1			1			1		1			
	p-ジクロロベンゼン			1			1			1		1			
	イソキサチオン			1			1			1		1			
	ダイアジノン			1			1			1		1			
	フェニトロチオン(MEP)			1			1			1		1			
	イソプロチオラン			1			1			1		1			
	オキシ銅(有機銅)			1			1			1		1			
	クロロタロニル(TPN)			1			1			1		1			
	プロピザミド			1			1			1		1			
	EPN			1			1			1		1			
	ジクロロボス(DDVP)			1			1			1		1			
	フェノバルブ(BPMG)			1			1			1		1			
	イプロベンホス(IPB)			1			1			1		1			
	クロルニトロフェン(GNP)			1			1			1		1			
	トルエン			1			1			1		1			
	キシレン			1			1			1		1			
	フタル酸ジエチルヘキシル			1			1			1		1			
	ニッケル			2			2			2		2			
	モリブデン			1			1			1		1			
	アンチモン			1			1			1		1			
	塩化ビニルモノマー			1			1			1		1			
	エピクロヒドリン			1			1			1		1			
	全マンガ			2			2			2		2			
	ウラン			1			1			1		1			
	フェノール			1			1			1		1			
	ホルムアルデヒド			1			1			1		1			
	4-tert-ブチルフェノール			1			1			1		1			
	アニリン			1			1			1		1			
2,4-ジクロロフェノール			1			1			1		1				
PFOA及びPFOS			2			2			2		2				
要測定指標等	TOC			4		12			4		12			4	
	流量	6	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
測定機関	狭山市		狭山市	埼玉県	国土交通省	埼玉県	埼玉県	国土交通省	埼玉県	埼玉県	埼玉県	国土交通省			

注) 1 測定回数欄の丸数字は、底質の測定回数である。
 2 水質のアルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。(国土交通省地点については、※印の地点のみ)
 3 生活環境項目の全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-ブチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、水生生物保全に関する項目である。
 4 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物保全に関する項目を兼ねる。
 5 位置(緯度及び経度)は、平成14年4月1日施行の測量法改正による世界測地系に基づく値である。

別表1-1 令和4年度測定予定回数一覧表(河川) (4)

環境基準点(一般)		○		○		○		○		○		○		○		
環境基準点(生物)		○		○		○		○		○		○		○		
地点番号		34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44				
水域名(一般)		高麗川	小群川	霞川	成木川	市野川下流	市野川上流		和田吉野川	赤平川	横瀬川					
水域名(生物)		高麗川上流	小群川	霞川	成木川	市野川	市野川		和田吉野川	赤平川	横瀬川					
河川名		高麗川	と	大	成	徒	天	滑	八	吉	赤	横	中			
地点名		神	げ	和	木	歩	神	幡	見	平	原	谷	合			
橋		橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋			
位置(北緯度分秒)		35.53.09	35.56.51	35.50.41	35.50.14	36.01.06	36.02.43	36.03.14	36.04.56	36.00.33	36.01.45	35.57.05				
位置(東経度分秒)		139.18.41	139.27.35	139.23.11	139.19.16	139.28.15	139.24.50	139.24.51	139.26.11	139.02.16	139.06.19	138.56.00				
環境基準類型		A	B	B	A	C	B	B	B	A A	A	A				
		生物A	生物B	生物B	生物A	生物B	生物B	生物B	生物B	生物A	生物A	生物A				
		水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	水質 底質	
採取回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	一日につき	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	in-ヘキササン抽出物質															
	全窒素	4	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	
	全りん	4	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	
	全亜鉛	12	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	4	4	
ノニルフェノール	12	4	6	6	12	12	4	12	6	6	6	4	4	4		
LAS	12	4	12	12	12	12	4	12	12	12	12	4	4	4		
健康項目	カドミウム	4	1	①	4	4	4	①	4	4	4	4	4	4	4	
	金シアン	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	鉛	4	1	①	4	4	4	①	4	4	4	4	4	4	4	
	六価クロム	4	1	4	4	4	4	①	4	4	4	4	4	4	4	
	砒素	4	2	①	4	4	4	①	4	4	4	4	4	4	4	
	総水銀	4	1	①	4	4	4	①	4	4	4	4	4	4	4	
	アルキル水銀		※	※				①								
	PCB	2	1	①	2	2	2	①	2	2	2	2	2	2	2	
	ジクロロメタン	2	1	2	2	2	2	①	2	2	2	2	2	2	2	
	四塩化炭素	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,2-ジクロロエタン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,1-ジクロロエチレン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,1,2-ジクロロエチレン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,1,1-トリクロロエタン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,1,2-トリクロロエタン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	トリクロロエチレン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,1,1-トリクロロエチレン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	1,3-ジクロロプロペン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	チウラム	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	シマジン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	チオベンカルブ	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ベンゼン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	セレン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	ふっ素	12	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	ほう素	12	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	1,4-ジオキサン	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	特殊項目	フェノール類														
		銅														
		溶解性鉄														
		溶解性マンガ														
		クロム														
アンモニア性窒素		4	12	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4		
硝酸性窒素		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
亜硝酸性窒素		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
有機性窒素																
りん酸性りん		4		4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4		
濁度																
導電率		12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
硬度																
塩化物イオン	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
MBAS	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
トリハロメタン生成能	4	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
強熱減量																
水分																
クロロフィルa																
DOC	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
C-BOD	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
要監視項目	クロロホルム	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	1,2-ジクロロエチレン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	1,2-ジクロロプロパン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	p-ジクロロベンゼン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	イソキサチオン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	ダイアジノン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	フェニトロチオン(MEP)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	イソプロチオラン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	オキシ銅(有機銅)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	クロロタロニル(TPN)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	プロピザミド	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	EPN	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	ジクロロボス(DDVP)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	フェノプロカルブ(BPMG)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	イプロベンホス(1BP)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	クロロニトロフェン(GNP)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	トルエン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	キシレン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	フタル酸ジエチルヘキシル	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	ニッケル	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	モリブデン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	アンチモン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	塩化ビニルモノマー	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	エビクロヒドリ	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	全マンガ	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	ウラン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	フェノール	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	ホルムアルデヒド	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	4-t-オクチルフェノール	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	アニリン	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	2,4-ジクロロフェノール	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	PFOA及びPFOS	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
要測定指標等	TOC	12	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
	流 量	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
測 定 機 関		埼玉県	国土交通省	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	熊谷市	埼玉県	埼玉県	埼玉県				

別表1-1 令和4年度測定予定回数一覧表(河川)(8)

環境基準点(一般)		○		○		○		○		○		○			
環境基準点(生物)		○		○		○		○		○		○			
地点番号	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88				
水域名(一般)	利根川中流				利根川下流				江戸川上流				福川	小山川下流	
水域名(生物)	利根川中・下流				江戸川上流				江戸川及び旧江戸川				福川	小山川下流	
河川名	利根川				利根川				江戸川				福川	小山川	
地点名	入曾橋	栗橋	利根大堰	利根水橋	上武大橋	坂東大橋	流山橋	野田橋	関宿橋	昭和橋	新明橋				
位置(北緯度分秒)	35.50.13	36.08.36	36.11.19	36.14.22	36.14.56	36.15.46	35.50.44	35.56.20	36.04.53	36.12.09	36.13.51				
位置(東経度分秒)	139.25.37	139.42.17	139.28.24	139.22.42	139.16.20	139.11.23	139.53.28	139.50.47	139.46.48	139.23.47	139.18.32				
環境基準類型	C		A		A		A		A		B		B		
	生物B		生物B		生物B		生物B		生物B		生物B		生物B		
	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	
採取回数	年間日数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	一日につき	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	n-ヘキサン抽出物質	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	全窒素	4	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	12	12	
	全りん	4	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	12	12	
	全亜鉛	6	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	
	ノニルフェノール	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	
	LAS	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	
	健康項目	カドミウム	6	1	1	0	0	1	1	1	1	4	4	4	4
シアン		6	1	1	0	0	1	1	1	1	4	4	4	4	
鉛		12	1	1	6	6	12	12	1	1	4	4	4	4	
六価クロム		6	1	1	0	0	1	1	1	1	4	4	4	4	
砒素		6	1	1	1	1	6	1	2	1	4	4	4	4	
総水銀		6	1	1	0	0	1	1	1	1	4	4	4	4	
アルキル水銀		1	※	※			※	※	1	1	4	4	4	4	
PCB		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
ジクロロメタン		6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
四塩化炭素		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
1,2-ジクロロエタン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
1,1-ジクロロエチレン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
1,1,2-ジクロロエチレン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
1,1,1-トリクロロエタン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
1,1,2-トリクロロエタン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
トリクロロエチレン		6	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
1,3-ジクロロプロペン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
チウラム		4	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
シマジン		4	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
チオベンカルブ		4	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
ベンゼン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
セレン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		12	2	2	1	1	2	1	1	1	12	12	12	12	
ふっ素		12	1	1	1	1	1	2	1	1	12	12	12	12	
ほう素		12	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	12	
1,4-ジオキサン		2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
特殊項目		フェノール類		1	1			1	2						
		銅		1	1			1	2						
		溶解性鉄		1	1			1	2						
		溶解性マンガン		1	1			1	2						
		クロム		1	1			1	2						
その他の項目		アンモニア性窒素	4	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12
		硝酸性窒素	12	2	2	1	1	2	1	1	12	12	12	12	12
		亜硝酸性窒素	12	2	2	1	1	2	1	1	12	12	12	12	12
		有機性窒素									1	1	4	12	12
	りん酸性りん	4	4	12	12	12	12	12	12	4	4	12	12	12	
	濁度	12	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	
	導電率	12	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	
	硬度	12	6	6	6	6	6	12	12	12	12	12	12	12	
	塩化物イオン	12	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	
	MBAS	4	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	
	トリハロメタン生成能		4	4	4	4	4	12	12	12	4	4	4	4	
	強熱減量	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	水分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	クロロフィルa		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	DOC													12	
C-BOD													12		
要監視項目	クロロホルム			1									1	1	
	1,2-ジクロロエチレン			0									1	1	
	1,2-ジクロロプロパン			0									1	1	
	p-ジクロロベンゼン			0									1	1	
	イソキサチオン			0									1	1	
	ダイアジノン			0									1	1	
	フェニトロチオン(MEP)			1									1	1	
	イソプロチオラン			0									1	1	
	オキシ銅(有機銅)			0									1	1	
	クロロタロニル(TPN)			0									1	1	
	プロピザミド			0									1	1	
	EPN			0									1	1	
	ジクロロボス(DDVP)			0									1	1	
	フェノバルブ(BPMG)			0									1	1	
	イプロベンホス(IPB)			0									1	1	
	クロルニトロフェン(GNP)			0									1	1	
	トルエン			1									1	1	
	キシレン			0									1	1	
	フタル酸ジエチルヘキシル			0									1	1	
	ニッケル			1									2	2	
	モリブデン			0									1	1	
	アンチモン			1									1	1	
	塩化ビニルモノマー			1									1	1	
	エピクロヒドリン			1									1	1	
	全マンガン			2									2	2	
	ウラン			1									1	1	
	フェノール			1									1	1	
	ホルムアルデヒド			1									1	1	
	4-tert-ブチルフェノール			1									1	1	
	アニリン			1									1	1	
	2,4-ジクロロフェノール			1									1	1	
	PFOA及びPFOS			2									2	2	
	要測定指標等	TOC		6	6			6	12	12	12	12	12	12	12
		流量	6										12	12	12
	測定機関	茨城市	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	熊谷市	埼玉県		

注) 1 測定回数欄の丸数字は、底質の測定回数である。
 2 水質のアルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。(国土交通省地点については、※印の地点のみ)
 3 生活環境項目の全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-ブチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、水生生物保全に関する項目である。
 4 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物保全に関する項目を兼ねる。
 5 位置(緯度及び経度)は、平成14年4月1日施行の測量法改正による世界測地系に基づく値である。

別表1-1 令和4年度測定予定回数一覧表(河川)(9)

環境基準点(一般)	○	○	○	○	○	○	
環境基準点(生物)	○	○	○	○	○	○	
地点番号	89	90	91	92	93	94	
水域名(一般)	小山川上流		唐沢川	元小山川	神流川(3)	神流川(2)	
水域名(生物)	小山川上流(2)・下流		唐沢川	元小山川	神流川		
河川名	小山川		唐沢川	元小山川	神流川		
地点名	一の橋	新元田橋	森下橋	新泉橋	神流川橋	藤武橋	
位置(北緯度分秒)	36.13.37	36.10.03	36.12.50	36.14.13	36.16.03	36.14.16	
位置(東経度分秒)	139.13.09	139.06.34	139.17.27	139.12.36	139.07.15	139.05.38	
環境基準類型	A	A	B	B	A	A	
	生物B	生物A	生物B	生物B	生物A	生物A	
		水質	底質	水質	底質	水質	底質
採取回数	年間日数	12	12	12	12	12	12
	一日につき	1	1	1	1	1	1
	pH	12	12	12	12	12	12
	DO	12	12	12	12	12	12
	BOD	12	12	12	12	12	12
	COD	12	12	12	12	12	12
	SS	12	12	12	12	12	12
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12
	100ヘキササン抽出物質						
	全窒素	12	4	4	4	6	6
全りん	12	4	4	4	6	6	
全亜鉛	12	12	12	12	12	12	
ノニルフェノール	6	12	6	12	4	4	
LAS	12	12	12	12	4	4	
健康項目	カドミウム	4	4	4	4	1	1
	金シアン	4	4	4	4	1	1
	鉛	4	4	4	12	2	2
	六価クロム	4	4	4	4	1	1
	砒素	4	4	4	4	1	2
	総水銀	4	4	4	4	1	1
	アルキル水銀			①	①	※	※
	PCB	2	2	2	2	1	1
	ジクロロメタン	2	2	2	4	1	1
	四塩化炭素	2	2	2	2	1	1
	1,2-ジクロロエタン	2	2	2	2	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	2	2	2	2	1	1
	1,1,2-ジクロロエチレン	2	2	2	2	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	2	2	2	2	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	2	2	2	2	1	1
	トリクロロエチレン	2	2	2	4	1	1
	1,1,1-トリクロロエチレン	2	2	2	4	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	2	2	2	2	1	1
	チウラム	2	2	2	2	1	1
	シマジン	2	2	2	2	1	1
	チオベンカルブ	2	2	2	2	1	1
	ベンゼン	2	2	2	2	1	1
	セレン	2	2	2	2	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	12	12	12	2	2
	ふっ素	12	12	12	12	1	1
	ほう素	12	12	12	12	1	1
	1,4-ジオキサン	2	2	4	2	1	1
	特殊項目	フェノール類				1	1
		銅				1	1
		溶解性鉄				1	1
溶解性マンガン					1	1	
その他の項目	クロム			①	①	1	
	アンモニア性窒素	12	4	4	4	6	6
	硝酸性窒素	12	12	12	12	2	2
	亜硝酸性窒素	12	12	12	12	2	2
	有機性窒素						
	りん酸性りん	12	4	4	4	12	12
	濁度						
	導電率	12	12	12	12	6	6
	硬度						
	塩化物イオン	12	12	12	12		
	MBAS	4	4	4	4	1	1
	トリハロメタン生成能	4	4	4	4		
	強熱減量			①	①	①	①
	水分			①	①	①	①
	クロロフィルa						
DOC	12	12	12	12			
C-BOD	12	4	4	4			
要監視項目	クロロホルム	1	1	1	1	0	0
	1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	0	0
	1,2-ジクロロプロパン	1	1	1	1	0	0
	p-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	0	0
	イソキサチオン	1	1	1	1	0	0
	ダイアジノン	1	1	1	1	0	0
	フェニトロチオン(MEP)	1	1	1	1	0	0
	イソプロチオラン	1	1	1	1	0	0
	オキシ銅(有機銅)	1	1	1	1	0	0
	クロロタロニル(TPN)	1	1	1	1	0	0
	プロピザミド	1	1	1	1	0	0
	EPN	1	1	1	1	0	0
	ジクロロボス(DDVP)	1	1	1	1	0	0
	フェノプロカルブ(BPMG)	1	1	1	1	0	0
	イプロベンホス(IPP)	1	1	1	1	0	0
	クロルニトロフェン(GNP)	1	1	1	1	0	0
	トルエン	1	1	1	1	0	0
	キシレン	1	1	1	1	0	0
	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1	1	0	0
	ニッケル	2	2	2	2	0	0
	モリブデン	1	1	1	1	0	0
	アンチモン	1	1	1	1	1	1
	塩化ビニルモノマー	1	1	1	1	1	1
	エピクロヒドリン	1	1	1	1	1	1
	全マンガン	2	2	2	2	2	2
	ウラン	1	1	1	1	1	1
	フェノール	1	1	1	1	1	1
	ホルムアルデヒド	1	1	1	1	1	1
	4-t-オクチルフェノール	1	1	1	1	1	1
	アニリン	1	1	1	1	1	1
2,4-ジクロロフェノール	1	1	1	1	1	1	
PFOA及びPFOS	2	2	2	2			
要測定指標等	TOC	12	12	12	12		
	流量	12	12	12	12	12	12
測定機関		埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	国土交通省 国土交通省	

注) 1 測定回数欄の丸数字は、底質の測定回数である。
 2 水質のアルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。(国土交通省地点については、※印の地点のみ)
 3 生活環境項目の全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、水生生物保全に関する項目である。
 4 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物保全に関する項目を兼ねる。
 5 位置(緯度及び経度)は、平成14年4月1日施行の測量法改正による世界測地系に基づく値である。

別表 1-2 令和4年度測定予定回数一覧表(湖沼)

環境基準点(一般)		○		○		○							
環境基準点(生物)		○		○		○							
地点番号		L1		L2		L3							
水域名(一般)		下久保ダム貯水池(神流湖)		二瀬ダム貯水池(秩父湖)		荒川貯水池(彰湖)							
水域名(生物)(名称未定)		湖沼AⅢ		湖沼AⅢ		湖沼AⅢ							
湖沼名		湖		湖		湖							
地点名		心		心		心							
位置(北緯度.分.秒)		36.07.53		35.56.26		35.48.54							
位置(東経度.分.秒)		139.01.05		138.54.32		139.37.49							
環境基準類型		湖沼生物A		湖沼生物A		湖沼生物A							
		表層	中層	下層	底層	表層	中層	下層	底層	表層	中層	下層	底層
採取回数	年間回数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	一日につき	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
生活環境項目	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	底層DO			12			12				12		
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	COD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	大腸菌数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	n-ヘキサン抽出物質												
	全窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	全りん	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	全亜鉛	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	ノニルフェノール	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4
LAS	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	
健康項目	カドミウム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	全シアン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	鉛	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	六価クロム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	砒素	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総水銀	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	アルキル水銀	1	1	1	1	※	※	※	※	※	※	※	※
	PCB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	チウラム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	シマジン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	チオベンカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	セレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2
	ふつ素	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ほう素	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特殊項目	フェノール類											
銅													
溶解性鉄													
溶解性マンガン													
その他の項目	クロム												
	クロモニア性窒素	1	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2
	硝酸性窒素	1	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2
	亜硝酸性窒素	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2
	有機性窒素												
	りん酸性りん	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	濃度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	導電率					12	12	12	12	12	12	12	12
	硬度												
	塩化物イオン												
	MBAS												
	トリハロメタン生成能										4		
強熱減量													
水分													
クロロフィルa	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
DOC													
C-BOD													
要監視項目	クロロホルム												
	トリス-1,2-ジクロロエチレン												
	1,2-ジクロロプロパン												
	p-ジクロロベンゼン												
	イソキサチオン												
	ダイアジノン												
	フェニトロチオン(MEP)												
	メチルチオラン												
	オキシ銅(有機銅)												
	クロロタロニル(TPN)												
	プロピザミド												
	EPN												
	ジクロロボス(DDVP)												
	フェノブカルブ(BPMP)												
	イブペンボス(IBP)												
	クロルニトロフェン(CNP)												
	トルエン												
	キシレン												
	フタル酸ジエチルヘキシル												
	ニッケル												
	モリブデン												
	アンチモン												
	塩化ビニルモノマー												
	エピクロヒドリン												
全マンガン													
ウラン													
フェノール													
ホルムアルデヒド													
4-テオクテルフェノール													
アニリン													
2,4-ジクロロフェノール													
PFOA及びPFQA													
要測定指標	TOC									4			
測定機関		水資源機構				国土交通省				国土交通省			

注) 1 測定回数欄の丸数字は、底質の測定回数である。
 2 水質(アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。(国土交通省地点については、※印の地点のみ)
 3 生活環境項目の全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、要監視項目のクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-テオクテルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは、水生生物保全に関する項目である。
 4 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に関する項目と水生生物保全に関する項目を兼ねる。
 5 位置(緯度及び経度)は、平成14年4月1日施行の測量法改正による世界測地系に基づく値である。
 6 湖沼における透明度は年12回測定である。
 7 底層DOは、下層で測定したDOの測定結果を用いる。

別表 2 測定項目及び測定方法

(1) 水質

測定項目		記号	測定方法
一般項目	採取時刻		
	天候(前日・当日)		
	気温		規格 7.1
	水温		規格 7.2
	採取位置		
	採取水深		
	全水深		
	透視度		規格 9
	透明度		環水大発第 110324001 号の別添 1
	色相		
	臭気		規格 10.1
	生活環境項目	水素イオン濃度	pH
溶存酸素量		DO	規格 32 又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の測定結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量		BOD	規格 21
化学的酸素要求量		COD	規格 17
浮遊物質		SS	環境庁告示第 59 号付表 9
大腸菌数			環水大発第 2110072 号の付表
n-ヘキサン抽出物質			環境庁告示第 59 号付表 14
全窒素		T-N	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同じ。)
全りん		T-P	規格 46.3 (規格 46 の備考 9 を除く。2 イにおいて同じ。)
全亜鉛		Zn	規格 53
ノニルフェノール			環境庁告示第 59 号付表 11
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩		LAS	付表 12
底層溶存酸素量		底層DO	規格 32 又は環境庁告示第 59 号付表 13
健康項目		カドミウム	Cd
	全シアン	T-CN	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2、規格 38.1.2 及び 38.3、規格 38.1.2 及び 38.5 又は環境庁告示第 59 号付表 1
	鉛	Pb	規格 54
	六価クロム	Cr ⁶⁺	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
	砒素	As	規格 61.2、61.3 又は 61.4
	総水銀	T-Hg	環境庁告示第 59 号付表 2
	アルキル水銀	R-Hg	付表 3
	ポリ塩化ビフェニル	PCB	付表 4
	ジクロロメタン	DCM	JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,2-ジクロロエタン		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン		付表 4
	1,1,1-トリクロロエタン		JIS K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,1,2-トリクロロエタン		付表 4
	トリクロロエチレン	TCE	付表 4
	テトラクロロエチレン	PCE	付表 4
	1,3-ジクロロプロペン		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1

健康項目	チウラム		環境庁告示第 59 号付表 5
	シマジン		付表 6 の第 1 又は第 2
	チオベンカルブ		付表 6 の第 1 又は第 2
	ベンゼン		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	セレン	S e	規格 67.2、67.3 又は 67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1
	ふつ素	F	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は規格 34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び環境庁告示第 59 号付表 7
	ほう素	B	規格 47.1、47.3 又は 47.4
	1,4-ジオキサン		環境庁告示第 59 号付表 8
特殊項目	フェノール類		規格 28.1
	銅	C u	規格 52.2、52.3、52.4 又は 52.5
	溶解性鉄	S - F e	規格 57.2、57.3 又は 57.4
	溶解性マンガン	S - M n	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5
	クロム	T - C r	規格 65.1
その他の項目	アンモニア性窒素	N H ₄ -N	規格 42.1 及び 42.2、規格 42.1 及び 42.3、規格 42.5、規格 42.1 及び 42.6 又は上水試験方法に掲げる方法
	硝酸性窒素	N O ₃ -N	規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6
	亜硝酸性窒素	N O ₂ -N	規格 43.1
	有機性窒素	O r g - N	規格 44 又は上水試験方法に掲げる方法
	りん酸性りん	P O ₄ -P	規格 46.1
	濁度		JIS K0101 の 9.4 又は上水試験方法に掲げる方法
	導電率	E C	規格 13
	硬度		JIS K0101 の 15 又は厚生労働省告示第 261 号に掲げる方法
	塩化物イオン	C l ⁻	規格 35 又は厚生労働省告示第 261 号、衛生試験方法、下水試験方法に掲げる方法
	陰イオン界面活性剤	M B A S	規格 30.1 又は上水試験方法に掲げる方法
	トリハロメタン生成能		環境庁告示第 30 号に定める特定排水基準に係る検定方法に準ずる方法
	クロロフィル a		上水試験方法に掲げる方法
	D O C		規格 22
	C - B O D		硝化抑制用試薬として N-(2-プロペニル)尿素を使用し、規格 21 又は下水試験方法に掲げる方法
要監視項目	クロロホルム		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		〃
	1,2-ジクロロプロパン		〃
	p-ジクロロベンゼン		〃
	イソキサチオン		環水規第 121 号の付表 1 の第 1 又は第 2
	ダイアジノン		〃
	フェントロチオン	M E P	〃
	イソプロチオラン		〃
	オキシシン銅 (有機銅)		環水規第 121 号の付表 2
	クロロタロニル	T P N	環水規第 121 号の付表 1 の第 1 又は第 2
	プロピザミド		〃
	E P N		〃
	ジクロロボス	D D V P	〃
	フェノブカルブ	B P M C	〃
	イプロベンホス	I B P	〃
	クロルニトロフェン	C N P	〃
	トルエン		JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2
	キシレン		〃
	フタル酸ジエチルヘキシル		環水規第 121 号の付表 3 の第 1 又は第 2
	ニッケル	N i	規格 59.3 又は環水規第 121 号の付表 4 若しくは付表 5
モリブデン	M o	規格 68.2 又は環水規第 121 号の付表 4 若しくは付表 5	
アンチモン	S b	環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号の付表 5 の第 1、第 2 又は第 3	
塩化ビニルモノマー		環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号の付表 1	

要 監 視 項 目	エピクロロヒドリン		環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号の付表 2
	全マンガン		規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5
	ウラン		環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号の付表 4 の第 1 又は第 2
	フェノール		環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号の付表 1
	ホルムアルデヒド		〃 の付表 2
	4-tert-オクチルフェノール		環水大水発第 1303272 号の付表 1
	アニリン		〃 の付表 2
	2,4-ジクロロフェノール		〃 の付表 3
	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタンスルホン酸	PFO S・ PFOA	環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号の付表 1
要 測 定 指 標 等	有機体炭素	TOC	規格 22

- ※1 規格とは、日本産業規格 K0102 をいう。
- ※2 環境庁告示第 59 号とは、「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月 28 日)」をいう。
- ※3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- ※4 厚生労働省告示第 261 号とは、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 年 7 月 22 日)」をいう。
- ※5 環水規第 121 号とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成 5 年 4 月 28 日)」をいう。
- ※6 環境庁告示第 30 号とは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第 5 条第 2 項の環境大臣が定める検定方法(平成 7 年 6 月 16 日)」をいう。
- ※7 環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成 16 年 3 月 31 日)」をいう。
- ※8 環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号とは、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成 15 年 11 月 5 日)」をいう。
- ※9 環水大水発第 110324001 号とは、「要測定指標の測定の実施について(平成 23 年 3 月 24 日)」をいう。
- ※10 環水大水発第 1303272 号とは、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成 25 年 3 月 27 日)」をいう。
- ※11 環水大水発第 2005281 号、環水大土発第 2005282 号とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和 2 年 5 月 28 日)」をいう。

(2) 底質

測定項目		記号	測定方法
底質	カドミウム	C d	底質調査方法
	全シアン	T - C N	〃
	鉛	P b	〃
	クロム	T - C r	〃
	六価クロム	C r ⁶⁺	〃
	砒素	A s	〃
	総水銀	T - H g	〃
	アルキル水銀	R - H g	〃
	ポリ塩化ビフェニル	P C B	〃
	銅	C u	〃
	強熱減量		〃
	水分(乾燥減量)		〃
	水素イオン濃度	p H	〃
	生物化学的酸素要求量	B O D	建設省河川砂防基準(案)調査編 参考16-4
	化学的酸素要求量	C O D	建設省河川砂防基準(案)調査編表14-4(その4) 過マンガン酸カリウムによる酸素要求量 又は 底質調査方法
	全りん	T - P	建設省河川砂防基準(案)調査編表14-6(その2) アスコルビン酸還元吸光度方法 又は 底質調査方法
	有機性窒素	O r g - N	底質調査方法(4.10 TOCの備考1による)
トリクロロエチレン	T C E	底質調査方法	
テトラクロロエチレン	P C E	〃	

※1 底質調査方法とは、「底質調査方法(平成24年8月、環境省作成)」をいう。

(3) 流量

測定項目	測定方法
流量	水質調査方法(昭和46年9月30日、環水管第30号)

別表3 測定項目及び定量下限値

(1) 水質

測定項目	有効数字	端数処理	定量下限値	下限値未満の表記	単位、その他	
生活環境項目	水素イオン濃度	-	小数点第2位四捨五入	-	-	小数点以下第1位まで
	溶存酸素量	2桁	3桁目以下切り捨て	0.5	<0.5	(mg/L)
	生物学的酸素要求量	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
	化学的酸素要求量	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
	浮遊物質	〃	〃	1	<1	(〃)
	大腸菌数	〃	〃	1	<1	(MPN/100mL 又は CFU/100mL)
	n-ヘキサン抽出物質	〃	〃	0.5	N. D.	(mg/L)
	全窒素	〃	〃	0.05	<0.05	(〃)
	全りん	〃	〃	0.003	<0.003	(〃)
	全亜鉛	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	ノニルフェノール	〃	〃	0.00006	<0.00006	(〃)
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	〃	〃	0.0006	<0.0006	(〃)
	底層溶存酸素量	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
健康項目	カドミウム	〃	〃	0.0003	<0.0003	(〃)
	全シアン	〃	〃	0.1	N. D.	(〃)
	鉛	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	六価クロム	〃	〃	0.005	<0.005	(〃)
	砒素	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	総水銀	〃	〃	0.0005	<0.0005	(〃)
	アルキル水銀	〃	〃	0.0005	N. D.	(〃)
	P C B	〃	〃	0.0005	N. D.	(〃)
	ジクロロメタン	〃	〃	0.002	<0.002	(〃)
	四塩化炭素	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	1,2-ジクロロエタン	〃	〃	0.0004	<0.0004	(〃)
	1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	0.002	<0.002	(〃)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	0.004	<0.004	(〃)
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	〃	0.0005	<0.0005	(〃)
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	〃	0.0006	<0.0006	(〃)
	トリクロロエチレン	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	テトラクロロエチレン	〃	〃	0.0005	<0.0005	(〃)
	1,3-ジクロロプロペン	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	チウラム	〃	〃	0.0006	<0.0006	(〃)
	シマジン	〃	〃	0.0003	<0.0003	(〃)
	チオベンカルブ	〃	〃	0.002	<0.002	(〃)
	ベンゼン	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	セレン	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	〃	0.1	<0.1	(〃)	
ふつ素	〃	〃	0.02	<0.02	(〃)	
ほう素	〃	〃	0.02	<0.02	(〃)	
1,4-ジオキサン	〃	〃	0.005	<0.005	(〃)	
特殊項目	フェノール類	〃	〃	0.005	<0.005	(〃)
	銅	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	溶解性鉄	〃	〃	0.1	<0.1	(〃)
	溶解性マンガン	〃	〃	0.05	<0.05	(〃)
	クロム	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
その他の項目	アンモニア性窒素	〃	〃	0.1	<0.1	(〃)
	硝酸性窒素	〃	〃	0.05	<0.05	(〃)
	亜硝酸性窒素	〃	〃	0.005	<0.005	(〃)
	有機性窒素	〃	〃	0.05	<0.05	(〃)
	りん酸性りん	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	濁度	〃	〃	1	<1	(度)
	導電率	〃	〃	1	<1	(mS/m)
	硬度	〃	〃	1	<1	(mg/L)
	塩化物イオン	〃	〃	1	<1	(〃)
	陰イオン界面活性剤	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)

その他の項目	トリハロメタン生成能	2桁	3桁目以下切り捨て	0.0008	<0.0008	(mg/L)
	クロロホルム生成能	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	ブromoクロロメタン生成能	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	ジブromoクロロメタン生成能	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	ブromoホルム生成能	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	クロロフィル a	〃	〃	2	<2	(µg/L)
	DOC	〃	〃	0.1	<0.1	(mg/L)
	C-BOD	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
	クロロホルム	〃	〃	0.006	<0.006	(〃)
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	0.004	<0.004	(〃)
	1,2-ジクロロプロパン	〃	〃	0.006	<0.006	(〃)
	p-ジクロロベンゼン	〃	〃	0.02	<0.02	(〃)
	イソキサチオン	〃	〃	0.0008	<0.0008	(〃)
	ダイアジノン	〃	〃	0.0005	<0.0005	(〃)
	フェニトロチオン	〃	〃	0.0003	<0.0003	(〃)
	イソプロチオラン	〃	〃	0.004	<0.004	(〃)
	オキシ銅 (有機銅)	〃	〃	0.004	<0.004	(〃)
	クロロタロニル	〃	〃	0.005	<0.005	(〃)
	プロピザミド	〃	〃	0.0008	<0.0008	(〃)
	EPN	〃	〃	0.0006	<0.0006	(〃)
	ジクロロボス	〃	〃	0.0008	<0.0008	(〃)
	フェノブカルブ	〃	〃	0.003	<0.003	(〃)
	イプロベンホス	〃	〃	0.0008	<0.0008	(〃)
	クロルニトロフェン	〃	〃	0.0001	<0.0001	(〃)
	トルエン	〃	〃	0.06	<0.06	(〃)
	キシレン	〃	〃	0.04	<0.04	(〃)
	フタル酸ジエチルヘキシル	〃	〃	0.006	<0.006	(〃)
	ニッケル	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	モリブデン	〃	〃	0.007	<0.007	(〃)
	アンチモン	〃	〃	0.002	<0.002	(〃)
	塩化ビニルモノマー	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	エピクロロヒドリン	〃	〃	0.00004	<0.00004	(〃)
	全マンガン	〃	〃	0.02	<0.02	(〃)
	ウラン	〃	〃	0.0002	<0.0002	(〃)
	フェノール	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)
	ホルムアルデヒド	〃	〃	0.1	<0.1	(〃)
	4-t-オクチルフェノール	〃	〃	0.0001	<0.0001	(〃)
	アニリン	〃	〃	0.002	<0.002	(〃)
	2,4-ジクロロフェノール	〃	〃	0.0003	<0.0003	(〃)
ペルフルオロオクタン スルホン酸	〃	〃	0.0000003	<0.0000003	(〃)	
ペルフルオロオクタン 酸	〃	〃	0.0000003	<0.0000003	(〃)	
ペルフルオロオクタン スルホン酸及びペルフル オロオクタン酸	〃	〃	0.0000006	<0.0000006	(〃)	
要測定指標等	有機体炭素	〃	〃	0.1	<0.1	(mg/L)
一般項目	透視度	-	-	1.000	>1.000	(m)、小数点以下第3位まで
	透明度	-	-	0.1	<0.1	(m)、小数点以下第1位まで

※1 定量下限値は、測定機関により表中の値と異なる場合がある。

※2 透視度は、上限値を示す。

※3 大腸菌数は測定方法に応じて単位が異なる。

(2) 底質

測定項目	有効数字	端数処理	定量 下限値	下限値 未満の 表記	単位、その他	
底質	カドミウム	2桁	3桁目以下切り捨て	0.1	<0.1	(mg/kg)
	全シアン	〃	〃	1	<1	(〃)
	鉛	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
	クロム	〃	〃	5	<5	(〃)
	六価クロム	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
	砒素	〃	〃	0.2	<0.2	(〃)
	総水銀	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	アルキル水銀	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	ポリ塩化ビフェニル	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	銅	〃	〃	0.5	<0.5	(〃)
	強熱減量	3桁	4桁目以下切り捨て	0.1	<0.1	(%)
	水分 (乾燥減量)	〃	〃	0.1	<0.1	(〃)
	水素イオン濃度	-	小数点第2位四捨五入	-	-	
	生物化学的酸素要求量	2桁	3桁目以下切り捨て	0.5	<0.5	(mg/g)
	化学的酸素要求量	〃	〃	0.1	<0.1	(〃)
	全りん	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	有機性窒素	〃	〃	0.01	<0.01	(〃)
	トリクロロエチレン	〃	〃	0.001	<0.001	(mg/kg)
	テトラクロロエチレン	〃	〃	0.001	<0.001	(〃)

※1 定量下限値は、測定機関により表中の値と異なる場合がある。

※2 原則として、乾燥減量の操作を行って得られた乾燥試料当たりの濃度。

※3 乾燥試料当たりの計算に用いる乾燥減量は有効数字3桁とする。

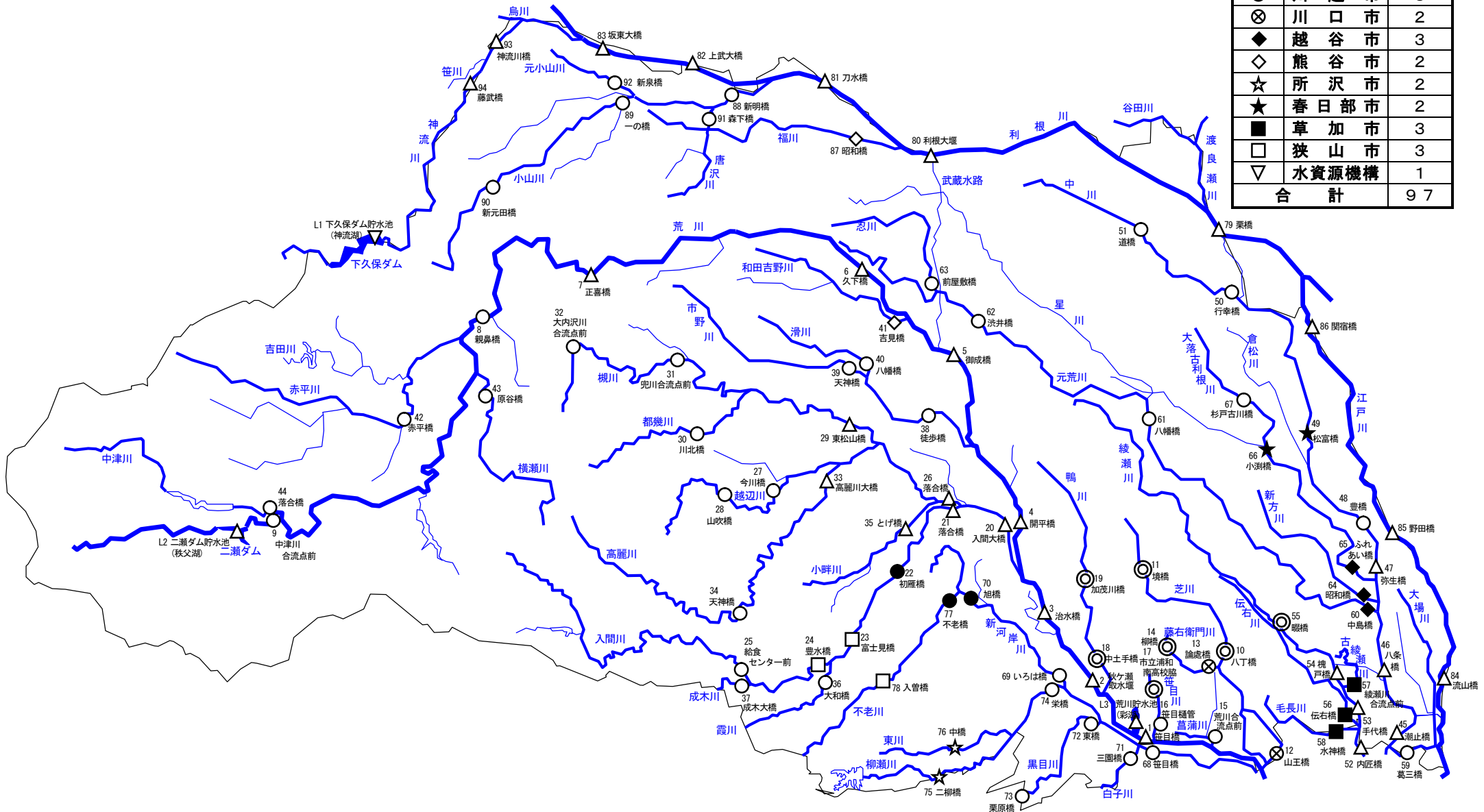
(3) 流量

測定項目	有効数字、端数処理	単位
流量	1.0m ³ /秒以上：小数点以下第2位を四捨五入 1.0m ³ /秒未満：小数点以下第2位まで	(m ³ /秒)

別図 測定地点位置図

注) 図中の数字は地点番号を表す

測定機関	地点数
△ 国土交通省	31
○ 埼玉県	38
◎ さいたま市	7
● 川越市	3
⊗ 川口市	2
◆ 越谷市	3
◇ 熊谷市	2
☆ 所沢市	2
★ 春日部市	2
■ 草加市	3
□ 狭山市	3
▽ 水資源機構	1
合計	97



令和4年度埼玉県地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、埼玉県内の地下水質の測定について必要な事項を定める。

2 測定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 測定担当機関

測定担当機関は、埼玉県、水質汚濁防止法施行令第10条に定める市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市、熊谷市、所沢市、春日部市及び草加市の計8市。以下「政令市」という。）、狭山市、上尾市及び久喜市とする。

4 調査区分ごとの調査概要

調査区分は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査とする。

(1) 概況調査

①目的

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために、山岳部を除く全県の地域を網羅して実施する地下水の水質調査とする。

②測定地点の考え方

地下水汚染を発見するという観点から調査対象地域を緯度経度法により概ね2kmメッシュに区分し、区分した調査区画の中から毎年度調査区画を選定する。1調査区画につき1地点の地下水の水質を調査し、概ね8年間で全ての調査区画を一巡するローリング方式とする。埼玉県、政令市及び事務移譲市は、このローリング方式により測定を実施する。

③測定項目及び測定頻度

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目とし、年1回の測定とする。

④測定結果の評価方法

環境基準の超過状況を評価する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

①目的

概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

②測定地点の考え方

汚染源となりうる事業所、地下水の流向及び帯水層を考慮し、汚染の発見された井戸から半径500m程度の範囲内の井戸において調査を実施する。

③測定項目

汚染が判明している項目又は汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物とする。

④調査時期

汚染発見後できるだけ早急に、かつ短期間実施する。

⑤測定結果の評価方法

測定地点全てにおける検出及び基準超過を判定し汚染範囲を確認する。

(3) 継続監視調査

①目的

汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

②測定地点の考え方

原則として、概況調査等及び汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、汚染源の影響を受けて最も濃度が高かった測定地点とする。また必要に応じてその下流側も測定地点とする。

③測定項目

汚染が判明した項目及びそれらの分解生成物とする。

④測定頻度

原則として、毎年同じ時期に年1回実施する。濃度変動の有無等により、測定頻度の増減を行う。

地下水を飲用に用いていない地域や濃度変動が小さい場合には、複数年に1回の測定とする。ただし、各測定担当機関の判断で毎年の調査とすることができる。

自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、又は継続監視調査を終了する。ただし、各測定担当機関の判断で毎年の調査とすることができる。

⑤測定結果の評価方法

環境基準の達成状況及び汚染物質濃度の推移の状況の評価する。

一定期間連続して環境基準を満たし、その上で再度汚染井戸周辺地区調査を行い、全ての地点が環境基準以下であることを確認した場合は、継続監視調査を終了する。

5 測定地点

(1) 概況調査

85地点とする。 別図1

(2) 継続監視調査

181地点とする。 別表1

6 測定方法及び定量下限値

測定方法（平成9年3月13日環境庁告示第10号で定める測定方法）及び定量下限値は、

別表2のとおりとする。ただし、やむを得ない場合には、測定担当機関が別に定めることができる。

7 事故・災害時の対応

事故・地震などの災害の発生により、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念され、その影響の把握が急務と考えられる場合には、関係機関が協議して迅速に調査を行うものとする。

8 測定結果

各測定担当機関は、測定終了後速やかに、定められた様式により、測定結果を埼玉県知事あてに送付する。

ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは必要に応じて、直ちに知事に報告する。


政令市の測定において、全シアン、アルキル水銀及びPCBについて環境基準を超えた場合は、前述の措置を行うとともに、政令市から直接、環境省に報告を行うものとする。

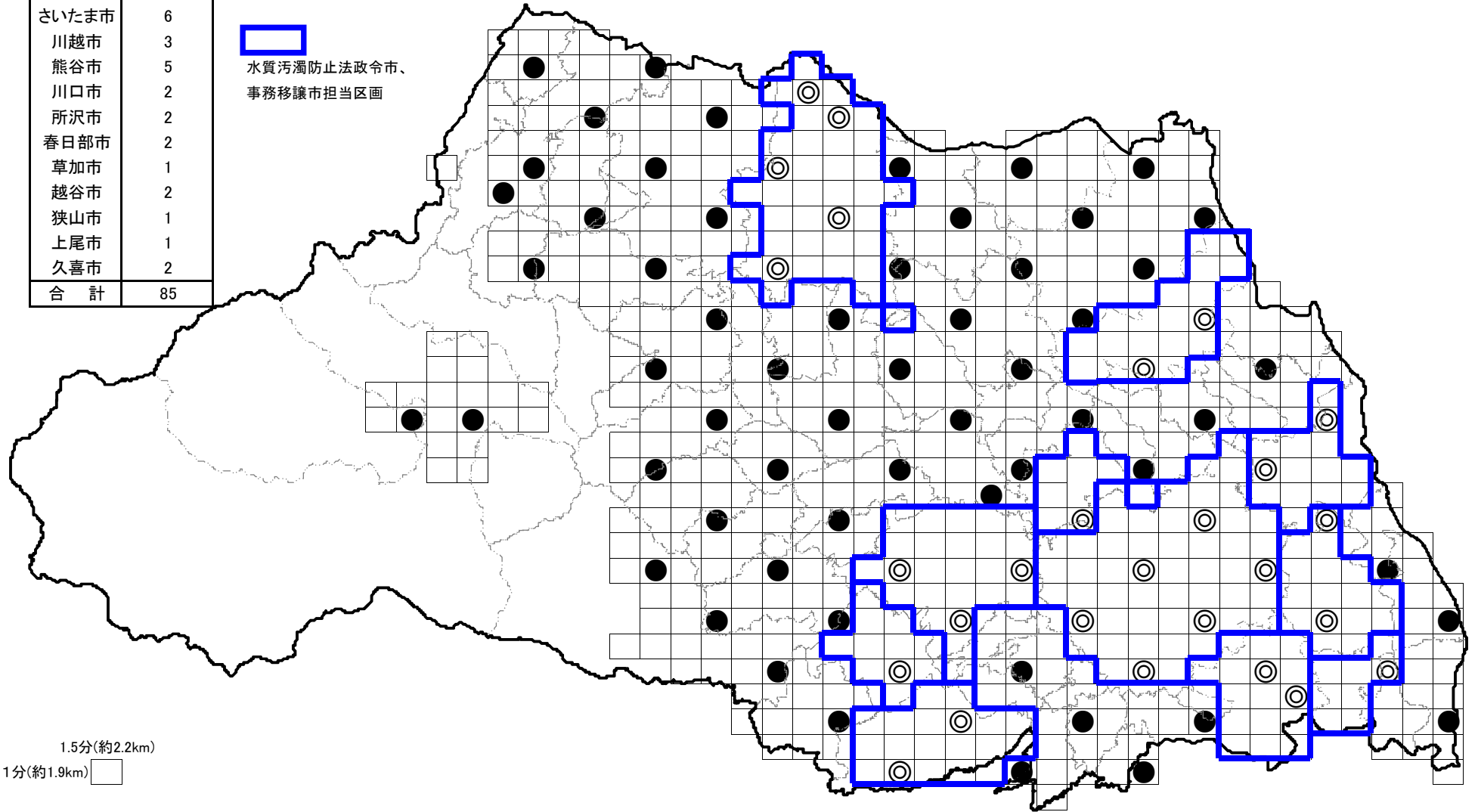
9 その他

この計画に定めのない事項については、各測定担当機関が協議の上、定めるものとする。

別 図 1 概況調査地点図

測定機関	調査区画数
埼玉県	58
さいたま市	6
川越市	3
熊谷市	5
川口市	2
所沢市	2
春日部市	2
草加市	1
越谷市	2
狭山市	1
上尾市	1
久喜市	2
合 計	85

 水質汚濁防止法政令市、
事務移譲市担当区画



30
29
28
27
26
25
24
23
22
21
20
19
18
17
16
15
14
13
12
11
10
09
08
07
06
05
04
03
02
01
00

00 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35

別表1 継続監視調査地点(1)

測定機関	市町名	地区名	井戸番号	用途	鉛	六価クロム	砒素	有機塩素系化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
埼玉県	和光市	南	012413	生活用水					▲		
	和光市	白子	012506	その他				●			
	入間市	宮寺	021517	生活用水					△		
	新座市	野火止	022205	生活用水					▲		
	朝霞市	膝折町	022303	生活用水					▲		
	朝霞市	膝折町	022308	工業用水					●		
	和光市	新倉	022404	生活用水					▲		
	和光市	下新倉	022507	工業用水				●			
	和光市	下新倉	022512	一般飲用					△		
	入間市	狭山ヶ原	031405	工業用水				●			
	入間市	下谷ヶ貫	031410	生活用水					△		
	入間市	上藤沢	031506	生活用水					▲		
	入間市	宮寺	031512	生活用水					△		
	新座市	中野	032128	その他					▲		
	新座市	大和田	032205	生活用水					△		
	朝霞市	三原	032305	生活用水				●			
	入間市	扇町屋	041502	生活用水					▲		
	入間市	東町	041600	生活用水					△		
	入間市	下藤沢	041607	その他					△		
	三芳町	北永井	042000	工業用水				●			
	三芳町	上富	042013	その他					△		
	三芳町	藤久保	042113	生活用水				●			
	三芳町	竹間沢	042125	その他					▲		
	志木市	柏町	042202	生活用水				●			
	朝霞市	宮戸	042319	生活用水					△		
	朝霞市	上内間木	042401	生活用水					●		
	飯能市	川寺	051326	生活用水				●			
	入間市	新光	051412	工業用水				●			
	入間市	新光	051416	工業用水				●			
	入間市	野田	051422	その他					●		
	三芳町	北永井	052013	工業用水					△		
	富士見市	関沢	052101	一般飲用					△		
	飯能市	本町	061224	生活用水				●			
	飯能市	青木	061305	生活用水					△		
	飯能市	中山	061310	生活用水					△		
	飯能市	双柳	061318	工業用水				●			
	ふじみ野市	上福岡	062003	生活用水				●			
	富士見市	下南畑	062201	工業用水					▲		
	富士見市	下南畑	062208	工業用水					△		
	富士見市	諏訪	062218	生活用水					●		
	日高市	梅原	071203	生活用水					△		
	飯能市	下川崎	071404	その他					▲		
	日高市	田木	071501	生活用水					△		
	ふじみ野市	福岡	072110	生活用水				●			
	ふじみ野市	西原	072111	その他				●			
	ふじみ野市	水宮	072113	その他					●		
	ふじみ野市	駒林	072206	生活用水					△		
	日高市	下大谷沢	081504	生活用水				●			
	ふじみ野市	川崎	082020	一般飲用				●			
	ふじみ野市	川崎	082110	生活用水				●			
日高市	旭ヶ丘	091404	生活用水					△			
松伏町	田中	103202	その他					▲			
毛呂山町	滝ノ入	111105	その他						●	●	
毛呂山町	滝ノ入	111112	生活用水						●	●	
鶴ヶ島市	羽折町	111507	生活用水					▲			
鳩山町	小用	121302	生活用水					△			
坂戸市	善能寺	121403	生活用水					△			
坂戸市	沢木	131502	その他					▲			
秩父市	中村町	140306	生活用水				●				
桶川市	川田谷	142001	生活用水					△			

別表1 継続監視調査地点(2)

測定機関	市町名	地区名	井戸番号	用途	鉛	六価クロム	砒素	有機塩素系化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
埼玉県	川島町	三保谷宿	142007	その他					△		
	桶川市	川田谷	142108	生活用水					▲		
	伊奈町	小室	142409	一般飲用					△		
	小鹿野町	小鹿野	150012	生活用水					△		
	秩父市	山田	150402	生活用水				●			
	嵐山町	將軍沢	151302	生活用水					▲		
	東松山市	西本宿	151502	生活用水					▲		
	北本市	荒井	152006	その他					△		
	北本市	石戸宿	152015	生活用水					△		
	桶川市	上日出谷	152113	その他				●			
	桶川市	上日出谷	152118	生活用水				●			
	桶川市	上日出谷	152202	生活用水				●			
	桶川市	倉田	152301	生活用水					▲		
	伊奈町	羽貫	152409	生活用水					△		
	伊奈町	大針	152417	生活用水					▲		
	宮代町	西原	152804	生活用水					▲		
	東松山市	箭弓町	161500	その他				●			
	東松山市	神明町	161516	生活用水				●			
	東松山市	若松町	161610	生活用水				●			
	東松山市	柏崎	161702	その他					▲		
	蓮田市	上平野	162401	生活用水					▲		
	蓮田市	上平野	162426	その他					△		
	白岡市	高岩	162702	その他					▲		
	宮代町	東桑原	162807	生活用水					▲		
	秩父市	下吉田	170003	その他					▲		
	秩父市	伊古田	170204	生活用水					●		
	秩父市	蒔田	170304	その他					▲		
	東松山市	新郷	171405	生活用水				●			
	東松山市	松葉町	171500	工業用水		●					
	白岡市	下大崎	172506	生活用水					▲		
	秩父市	小柱	180308	その他					△		
	嵐山町	杉山	181204	生活用水					▲		
	滑川町	中尾	181402	生活用水					△		
	東松山市	東平	181618	生活用水					△		
	鴻巣市	滝馬室	182003	生活用水					△		
	鴻巣市	本町	182015	生活用水					△		
	東松山市	市大谷	191502	生活用水					▲		
	鴻巣市	箕田	191909	その他					▲		
	鴻巣市	屈巢	202003	生活用水					△		
	加須市	鴻荃	202305	生活用水					▲		
	寄居町	寄居	210701	生活用水					▲		
	寄居町	富田	210903	生活用水					▲		
	寄居町	寄居	211007	工業用水					▲		
	行田市	渡柳	211912	生活用水					▲		
	長瀨町	矢那瀬	220504	その他					▲		
	寄居町	寄居	220705	生活用水					●		
	深谷市	小前田	220903	生活用水					▲		
	深谷市	小前田	220911	生活用水					▲		
	深谷市	荒川	220917	生活用水					▲		
	行田市	長野	221907	生活用水					▲		
寄居町	用土	230803	生活用水					●			
寄居町	用土	230811	生活用水					▲			
深谷市	武蔵野	230908	生活用水					●			
深谷市	北根	231000	工業用水					▲			
深谷市	長在家	231104	生活用水					▲			
深谷市	長在家	231107	生活用水					▲			
美里町	白石	240603	生活用水					▲			
美里町	白石	240607	生活用水					▲			
深谷市	本郷	240821	生活用水					●			
深谷市	櫛引	240902	生活用水					●			

別表1 継続監視調査地点(3)

測定機関	市町名	地区名	井戸番号	用途	鉛	六価クロム	砒素	有機塩素系化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
埼玉県	深谷市	櫛挽	240913	工業用水					▲		
	深谷市	櫛挽	240920	その他					●		
	深谷市	大谷	241009	その他					●		
	深谷市	人見	241100	工業用水				●			
	深谷市	折之口	241133	生活用水				●			
	深谷市	折之口	241139	その他					▲		
	深谷市	人見	241140	生活用水					▲		
	行田市	小見	241907	生活用水					△		
	美里町	駒衣	250604	生活用水					▲		
	美里町	古郡	250702	生活用水					▲		
	深谷市	針ヶ谷	250913	生活用水					▲		
	深谷市	上柴町西	251102	その他					▲		
	本庄市	児玉町田端	260405	生活用水					▲		
	本庄市	児玉町吉田林	260503	生活用水					▲		
	深谷市	山崎	260805	生活用水					▲		
	深谷市	山河	260910	生活用水					▲		
	深谷市	宿根	261020	生活用水					●		
	深谷市	田所町	261102	生活用水					▲		
	深谷市	国済寺	261209	生活用水					▲		
	深谷市	原郷	261211	生活用水					▲		
	深谷市	谷之	261219	その他					▲		
	加須市	向古河	262704	生活用水					●		
	神川町	植竹	270404	その他					▲		
	本庄市	児玉町保木野	270407	生活用水					▲		
	本庄市	児玉町共栄	270502	生活用水					▲		
	深谷市	榛沢新田	270815	生活用水					●		
	深谷市	岡	270904	生活用水					▲		
	深谷市	高畑	271105	生活用水					▲		
	本庄市	西富田	280601	生活用水					▲		
	本庄市	北堀	280707	生活用水					▲		
	本庄市	西五十子	280806	生活用水					▲		
	深谷市	南阿賀野	281008	一般飲用					▲		
	深谷市	大塚	281103	生活用水					▲		
深谷市	高島	281112	その他					●			
深谷市	成塚	281120	生活用水					▲			
上里町	七本木	290613	その他					▲			
本庄市	若泉	290702	工業用水					▲			

測定回数 ●：年1回

▲：2年に1回（令和4年度測定） △：2年に1回（令和4年度非測定）

埼玉県は、砒素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定地点について、継続監視調査開始後2年以上経過している場合は、2年に1回の測定とする。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、30 mg/L以下が連続した場合に限る。

測定月 同一井戸については、毎年同時期に測定する。

終了調査 ゴシック太文字は、令和4年度終了調査の予定地域を示す（4地域）。

別表1 継続監視調査地点(4)

測定機関	市町名	地区名	井戸番号	用途	鉛	六価クロム	砒素	有機塩素系化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
さいたま市	さいたま市	南区大谷口	062704	生活用水					△		
	さいたま市	南区広ヶ谷戸	062708	その他					△		
	さいたま市	緑区大門	072903	生活用水					△		
	さいたま市	見沼区山	082700	生活用水					△		
	さいたま市	緑区中野田	082809	生活用水					△		
	さいたま市	見沼区南中野	092610	生活用水					△		
	さいたま市	西区宮前町	102311	生活用水					△		
	さいたま市	見沼区蓮沼	102607	生活用水					△		
	さいたま市	岩槻区南下新井	102804	生活用水					△		
	さいたま市	岩槻区城南	112808	生活用水					△		
	さいたま市	見沼区丸ヶ崎	122608	生活用水					▲		
	さいたま市	岩槻区平林寺	122704	その他					△		
	さいたま市	岩槻区岩槻	122714	生活用水					△		
	さいたま市	岩槻区鹿室	142804	生活用水					△		
	さいたま市	桜区下大久保	062408	その他			△				
	さいたま市	西区佐知川	082310	その他			△				
	さいたま市	大宮区吉敷町	082509	工業用水			△				
	さいたま市	岩槻区高曽根	102907	その他			▲				
	さいたま市	岩槻区末田	102915	工業用水			△				
	さいたま市	岩槻区高曽根	102917	生活用水			△				
	さいたま市	岩槻区大口	112902	生活用水			●				
	さいたま市	桜区在家	072408	生活用水			●				
	さいたま市	桜区五関	062306	生活用水			●				
さいたま市	岩槻区真福寺	112809	生活用水				●				
川越市	川越市	牛子	082002	生活用水					●		
	川越市	下松原	071933	生活用水					●		
	川越市	今福	071800	一般飲用				●			
	川越市	今福	071917	その他				●			
	川越市	今福	071939	その他					●		
	川越市	下広谷	121700	生活用水				●			
	川越市	砂新田	181904	生活用水					●		
	川越市	小堤	111700	生活用水				●			
	川越市	上松原	061903	その他					●		
	川越市	木野目	082020	その他					●		
	川越市	寺尾	072004	生活用水					●		
	川越市	東本宿	112103	その他			●				
川越市	諏訪町	072007	その他					●			
川口市	川口市	戸塚	063003	生活用水					△		
	川口市	本町	022907	生活用水				●			
	川口市	東貝塚	043102	生活用水					●		
	川口市	弥平	023006	その他			●				
熊谷市	熊谷市	三ヶ尻	241202	工業用水					▲		
	熊谷市	西別府	261318	生活用水					△		
	熊谷市	東別府	261310	生活用水					△		
	熊谷市	玉作	201604	生活用水			▲				
	熊谷市	出来島	281408	生活用水					△		
	熊谷市	須賀広	211310	生活用水					△		
所沢市	所沢市	山口	021843	生活用水					▲		
	所沢市	久米	011822	生活用水				●			
	所沢市	北秋津	011907	生活用水					△		
	所沢市	三ヶ島	210003	生活用水					△		
	所沢市	三ヶ島	021623	生活用水					△		
	所沢市	北野	021630	生活用水					△		
	所沢市	城	022103	その他					△		
	所沢市	城	022111	生活用水					▲		
	所沢市	城	022118	生活用水					▲		
	所沢市	城	022121	その他					▲		
	所沢市	城	022125	その他					▲		
	所沢市	狭山ヶ丘	031612	生活用水					△		
	所沢市	下富	041926	その他					▲		

別表1 継続監視調査地点(5)

測定機関	市町名	地区名	井戸番号	用途	鉛	六価クロム	砒素	有機塩素系化合物	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
所沢市	所沢市	下富	100037	その他					▲		
	所沢市	東狭山ヶ丘	031724	生活用水					△		
	所沢市	上新井	021815	生活用水					△		
	所沢市	西所沢	021819	生活用水				●			
	所沢市	坂之下	032131	生活用水					▲		
	所沢市	中富	031912	生活用水				●			
	所沢市	中富	031928	その他				●			
	所沢市	中富	041923	その他					▲		
	所沢市	神米金	041813	その他					△		
	所沢市	南永井	032013	生活用水					▲		
	所沢市	所沢新町	031806	生活用水					△		
	所沢市	南永井	032136	その他					△		
	所沢市	狭山ヶ丘	032626	生活用水	●						
所沢市	下安松	022027	生活用水					▲			
春日部市	春日部市	米島	133200	生活用水					●		
	春日部市	飯沼	123201	その他					●		
	春日部市	花積	122804	生活用水					●		
狭山市	狭山市	堀兼	061811	その他				●	●		
	狭山市	堀兼	061817	生活用水					●		
	狭山市	北入曽	051705	生活用水					●		
	狭山市	沢	061701	生活用水				●			
	狭山市	広瀬東	061502	生活用水				●			
	狭山市	笹井	061508	その他				●			
上尾市	上尾市	大谷本郷	122306	生活用水					▲		
	上尾市	大谷本郷	122313	生活用水				▲			
	上尾市	大谷本郷	122314	生活用水				▲			
	上尾市	平方領々家	112205	生活用水					▲		
	上尾市	平塚	122405	生活用水				▲			
	上尾市	平塚	122420	生活用水				▲			
	上尾市	平塚	142402	生活用水					●		
	上尾市	本町	132304	生活用水					▲		
久喜市	久喜市	菖蒲町下栢間	162301	生活用水					△		
	久喜市	菖蒲町小林	182310	一般飲用					▲		
	久喜市	菖蒲町新堀	182300	工業用水			▲				
	久喜市	菖蒲町柴山枝郷	172404	生活用水					△		
	久喜市	鷺宮	202601	生活用水					△		

測定回数 ●：年1回

▲：複数年に1回（令和4年度測定） △：複数年に1回（令和4年度非測定）

さいたま市は、砒素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定地点(周辺井戸も含めて飲用されていない場合)について、継続監視調査開始後5年以上経過し、かつ、濃度変動がほとんどない場合には、5年に1回の測定とする。

熊谷市、所沢市、上尾市及び久喜市は、砒素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定地点について、継続監視調査開始後2年以上経過している場合は、原則として2年に1回の測定とする。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、30 mg/L以下が連続した場合に限る。

測定月
終了調査

同一井戸については、毎年同時期に測定する。
ゴシック太文字は、令和4年度終了調査の予定地域を示す。

別表2 測定方法及び報告下限値

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.0003	0.003以下
全シアン	規格の38.1.2（規格の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格の38.1.2及び38.3に定める方法、規格の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	0.1	検出されないこと
鉛	規格の54に定める方法	0.001	0.01以下
六価クロム	規格の65.2（規格の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸光セルを用いること。 2 規格の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/l）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.005	0.02以下
砒素	規格の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.001	0.01以下
総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005	検出されないこと
PCB	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	0.02以下
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002	0.002以下
クロロエレン	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエレン	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.004 0.002(シス体) 0.002(トランス体)	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006	0.006以下
トリクロロエレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001	0.01以下
テトラクロロエレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002	0.002以下

別表2 測定方法及び報告下限値

チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.0006	0.006以下
シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002	0.02以下
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	0.01以下
セレン	規格の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6に定める方法 亜硝酸性窒素にあつては規格の43.1に定める方法	0.02 0.015 (硝酸性窒素) 0.005 (亜硝酸性窒素)	10以下
ふっ素	規格の34.1（規格の34の備考1を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロ ゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合に あつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸 10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした 溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記 のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める 方法又は規格の34.1.1c）（注 ² ）第三文及び規格の34 の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオ ンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないこ とを確認した場合にあつては、これを省略することが できる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.02	0.8以下
ほう素	規格の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.02	1以下
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.005	0.05以下